

アフガニスタン国際戦犯民衆法廷 規程

2002年10月5日採択

2002年12月22日改正

2003年6月29日改正

第1条 国際法廷の権限

国際法廷は、本規程の定めるところに従い、2001年10月1日以後にアフガニスタン領域内において国際人道法の重大な違反を犯した個人を訴追する権限を持つ。

第2条 侵略の罪

国際法廷は、侵略の罪を行ったり、人に命じて行わせた者を訴追する権限を持つ。

第3条 戦争犯罪

1. 国際法廷は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の重大な違反を犯した、または人に命じて行わせた個人を訴追する権限を持つ。すなわち、ジュネーヴ諸条約の条項が保護している人または財産に対する以下の行為である。
 - a) 故意による殺人
 - b) 生物学的実験を含む拷問または非人道的な取扱い
 - c) 身体または健康に故意によって深刻な苦痛を引き起こし、または重大な傷害を与えること
 - d) 軍事的必要性によっては正当化されず、かつ、不法に恣意的に実行された財産の大規模な破壊および徴発
 - e) 戦争捕虜または民間人を敵対国の軍隊において使役すること
 - f) 戦争捕虜または民間人が公正かつ正規の裁判を受ける権利の恣意的な剥奪
 - g) 不法な強制移住または移送、および民間人の不法な監禁
 - h) 民間人を人質に取ること
2. 国際法廷は、国際法の確立した枠組みの中における、国際武力紛争に適用される法規および慣例のその他の重大な違反を犯した、または人に命じて行わせた個人を訴追する権限を持つ。すなわち、以下の行為である。
 - a) 一般住民または敵対行為に直接参加していない民間の個人に対して意図して攻撃を加えること
 - b) 民用物、すなわち軍事目標ではない目的物に対して意図して攻撃を加えること
 - c) 国際連合憲章に則り人道的援助または平和維持活動に関与する人員、施設、物資、部隊または車輛であって、武力紛争に関する国際法において民間人または民用物に対して与えられる保護に値するものに対して意図して攻撃を加えること
 - d) 攻撃が、予期された具体的かつ直接的な軍事的利点に照らして明らかに過剰となる、民間人の生命の損失もしくは負傷または民用物への損害もしくは自然環境に対する長期的重大な損害を付随的に含む

- g) レイブ
- h) 政治的、民族的、宗教的理由に基づいた迫害
- i) その他の非人道的な行為

第5条 個人に対する裁判権

国際法廷は、本規程の規定に従って、自然人に対して裁判権を持つ。

第6条 個人の刑事責任

1. 本規程第2条ないし第4条に記される犯罪の実行において煽動、命令、実施、または幫助・教唆した個人は、犯罪に対して個人として責任を負う。
2. 被告人の公的立場に関わらず たとえ国家や政府の元首や政府高官であったとしても その被告人の犯罪責任は軽減されることはない。
3. 本規程第2条ないし第4条に記された犯罪行為が被告人の部下によって犯されたとしても、被告人が自分の部下がそのような行為を犯すことまたは犯したことを知っていた、または知るべきであった場合、また被告人がそのような行為を避けるための必要かつ十分な措置を取る、ないしはその行為を犯した個人を罰することを怠った場合は、被告人の刑事責任は軽減されない。
4. 被告人が政府または上官の命令にしたがって罪を犯した場合は、被告人の刑事責任は軽減されないが、国際法廷が必要とみなした場合は刑事責任の軽減を考慮することができる。

第7条 領域的裁判権および時間的裁判権

国際法廷の領域的裁判権は、地上領域、航空領域および水域を含むアフガニスタン領土に及ぶ。当国際法廷の時間的裁判権は2001年10月1日以降の時期に及ぶ。

第8条 国際法廷の構成

国際法廷は、以下の組織によって構成される。

- a) 判事、
- b) 検事、
- c) 事務局 裁判部と検事の事務を掌る。

第9条 裁判部の構成

裁判部は、七名の独立した判事から構成される。

第10条 判事の適性

判事は、高い倫理観、公正さと誠実さを有し、各自の国において最高の法的役職に就するだけの適性を有している者とする。裁判部は刑法と国際人道法や人権法を含む国際法の分野における経験を有する判事から構成される。

第11条 手続き証拠規則

国際法廷の判事は、予審手続き、公判、証拠の許容性、被害者および証人の保護その他の然るべき事項に

ついて手続き証拠規則を採択する。

第12条 検事

1. 検事は、2001年10月1日以降にアフガニスタン領域内で起こされた国際人道法の重大な違反に関して責任を持つ個人を捜査し訴追する責任を持つ。
2. 検事は高い倫理観をもち、刑事事件の捜査と訴追の処理に優れた能力と経験をもたなければならない。
3. 検事は、国際法廷において独立した機関として職務を果たす。彼または彼女はいかなる政府やその他のアクターに指示を仰いだり、またはそれらから指示を受けてはならない。
4. 検事部は、検事および必要とされる適性を有するその他の職員によって構成される。

第13条 事務局

1. 事務局は、国際法廷の運営および事務処理に関し責任を持つ。
2. 事務局は、事務局長および必要とされる適性を有するその他の職員によって構成される。

第14条 捜査および起訴準備

1. 検事は、職権上の捜査またはあらゆる情報源 特に政府、国連諸機関、国際機関および非政府組織（NGO） から得られた情報に基づいた取り調べを進める。検事は受け取った情報、あるいは入手した情報を吟味し、訴訟を起こすための十分な証拠となるかを決定する。
2. 検事は、証拠を収集し現場検証を行うために、被疑者、被害者および証人に尋問する権限を有するものとする。
3. 一応十分な証拠ありと判断する場合、本規程に基づいて検事は、被告人を訴追する事実関係および犯罪に関する簡明な陳述を含む起訴状を作成する。

第15条 被害者及び証人の保護

国際法廷は、手続き証拠規則の中で被害者と証人の保護を提供する。保護措置は非公開審理や被害者の身元に関する保護を含むが、それらに限定されない。

第16条 判決

1. 裁判部は、国際人道法の重大な違反を犯した個人に関する判決を言い渡すものとする。
2. 判決は裁判部の合意によって決定されるものであり、公開廷で裁判長によって言い渡される。

第17条 勧告

裁判部は、国際人道法の重大な違反を犯した者、関連する政府および国際社会に勧告を行う。

第18条 協力および司法協力

1. 非政府組織は、国際人道法の重大な違反を問われている個人の捜査と訴追に関して当国際法廷に協力する。
2. 以下の事項を含むがそれに限定されない事項に関して、非政府組織は裁判部による協力要請または命令に対し遅滞なく従う。
 - a) 関係者の身元と居場所、
 - b) 証言をし、証拠を提供すること、
 - c) 文書の提供。

第19条 国際法廷の所在地

国際法廷の所在地は、東京とする。

第20条 国際法廷の経費

国際法廷の経費は、非政府組織が負担するものとする。

第21条 使用言語

国際法廷における使用言語は、日本語および英語とする。

ことを知りながら、意図して攻撃を加えること

- e) 手段のいかんを問わず、無防備かつ軍事目標となっていない都市、村落、居住地または建物に対する攻撃または爆撃
- f) 武器を放棄し、またはもはや防御手段をもたず、任意に降伏した戦闘員の殺害または傷害
- g) 休戦旗、敵国または国際連合旗または軍章もしくは制服またはジュネーブ諸条約の特定の徽章を不正に使用することによって、人の死または重大な身体傷害を生じさせること
- h) 占領軍によってその占領する地域に自国の民間人の一部を直接もしくは間接に移転させ、または被占領地域の住民の全部もしくは一部をその被占領地域の内もしくは外に強制移送もしくは移転させること
- i) 宗教、教育、芸術、科学もしくは慈善の目的に使われる建物、歴史的遺跡、病院ならびに病者および傷者を集合させている場所が、軍事目標ではないのに、これに対して意図して攻撃を加えること。
- j) 関係人の医療、歯科治療もしくは療養によっては正当化されず、かつ、その人の利益のために行われたのではないものであって、かつ、これらの人の死もしくは重大な健康への危険を生じさせる、身体の切断または医学的もしくは科学的な実験に、敵側の権力の掌中にあるある人を従わせること
- k) 敵国または敵軍に属する人を偽計をもって殺害または傷害すること
- l) 戦争の必要からやむを得ない場合を除き、敵側の財産を破壊または接収すること
- m) 急襲した場合であっても、都市または場所を略奪すること
- n) 毒または毒性のある兵器を使用すること
- o) 窒息性ガス、毒ガスまたはその他のガスおよび類似の液体、物資または装置を使用すること
- p) 過剰な傷害もしくは不必要な苦痛を生じさせる性質を帯び、または武力紛争に関する国際法に違反してそもそも無差別的な性質を帯びた兵器、投擲物および物質ならびに戦闘手段を使用すること。ただし、このような兵器、投擲物および物資ならびに戦闘手段が包括的な禁止の対象となることを要する。
- q) 人格の尊厳を侵害すること、特に侮辱的で体面を汚す取扱いを行うこと
- r) 強姦、性奴隷化、強制売春、強制妊娠、強制不妊手術またはその他ジュネーブ諸条約の重大な違反となる性暴力をすること

3. 国際法廷は、戦争犯罪の定義を明確にするために、1977年6月8日のジュネーブ諸条約第一追加議定書を参照することができる。

第4条 人道に対する罪

国際法廷は、紛争の性質が国際的であるか国内的であるかに関わらず、武力紛争において民間人に対して広範な攻撃または系統的な攻撃の一環として行われた以下のような犯罪に関して責任を負う個人を訴追する権限を持つ。

- a) 殺人
- b) せん滅
- c) 奴隷化
- d) 強制移送
- e) 拘禁
- f) 拷問